

平成30年度保育所入所の申込について

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、保育所などを利用される際に、利用者負担額や保育の必要性などを判断するため、支給認定（保育の必要性を認定する手続き）が必要となりました。

保育所を申込みの際、「保育の必要性の認定の申請」と「保育所の利用希望の申込み」を同時に提出してもらうことになります。

保育所利用までの流れ

◆支給認定申請兼保育所等利用申込（保育の必要性の認定の申請・保育利用希望の申込）↓調査、利用調整、入所選考↓保育の必要性の認定と保育利用施設の入所決定等を同時に通知

1. 保育施設等を利用するため の保育の必要性の認定

保育所・幼稚園などの利用を希望する場合、利用のための認定を受ける必要があります。

下図の区分に応じて利用施設等が決まっていきます。

①保育を必要とする事由

1号認定 教育標準時間認定	
お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	利用先：幼稚園
2号認定 満3歳以上・保育認定	
お子さんが3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等を希望する場合	利用先：保育所
3号認定 満3歳未満・保育認定	
お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等を希望する場合	利用先：保育所

保育所への入所申込みが出来る児童は、神崎町内に住所がある0歳から小学校就学前の児童で、保護者が次のいずれかに該当し、保育が必要な状態であること。

- ・就労
 - ・妊娠、出産
 - ・保護者の疾病、障害
 - ・同居親族等の介護・看護
 - ・災害復旧
 - ・求職活動（起業準備を含む）
 - ・就学（職業訓練等を含む）
 - ・虐待やDVの恐れのあること
- 育児休業取得時に、既に保育を利用していること

②保育の必要量 ※保育を必要な事由ごとに、次のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」利用↓フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

「保育短時間」利用↓パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

③優先利用への該当の有無
ひとり親家庭、生活保護世帯、虐待やDVの恐れのある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断されます。

2. 保育所の申込について

◆神崎保育所：定員120人・米沢保育所：定員60人

◆申込書受付期間 平成30年1月5日（金）～1月12日（金）9時～17時（土・日・祝日は除く）

◆受付場所 直接希望する保育所へ申請書等をお持ちください。

※保育所は、保護者や同居の親族等が就労や病気などの「保育を必要とする理由」に該当し、お子さんにとって保育が必要と認められる場合、保護者に代わって保育する施設です。

3. 保育所利用希望申込みに必要な書類

①支給認定申請書兼保育所等利用申込書 児童1人につき1部

②就労を確認できる書類 同一世帯で児童2人以上の場合は1部
・外勤の場合 就労（内定）証明書
・自営業・農業・内職の場合 自営業就労申立書

・病気を理由とした場合 医師の診断書又は身体障害者手帳の写しや療育手帳の写し等
・出産を理由とした場合 出産証明書や母子健康手帳の写し
・病人の看護等を理由とした場合 医師の診断書又は身体障害者手帳の写しや療育手帳の写し、介護保険の認定結果がわかるもの
・その他 家庭で保育できない状況を証明するもの

※平成30年1月2日以降に神崎町に転入した保護者は、前住所地の課税（非課税）証明書

4. 利用者負担（保育料）

保護者の所得に応じた住民税方式で算定します。決まりましたら、お知らせします。

○問合せ

神崎保育所 ☎ 2058
米沢保育所 ☎ 2810